

契 約 書

当施設は介護保険の指定を受けています。
(北海道指定事業所番号 0175900034)

社会福祉法人 清 光 園

特別養護老人ホーム 清 光 園

目次

1	介護福祉施設サービス利用契約書・	2 ～ 1 1
2	重要事項説明書・	1 2 ～ 2 7

私は、特別養護老人ホーム清光園の利用開始にあたり、本書面にに基づき上記事項の説明を行いました。

特別養護老人ホーム 清光園

説　明　日　　　　　　　　　年　　　　　月　　　　　日

說 明 者	職 名

氏 名

特別養護老人ホーム 清光園

ユニット型

(介護保険事業所番号 0175900034)

介護福祉施設サービス 利 用 契 約 書

社会福祉法人 清 光 園

介護福祉施設サービス利用契約書

甲（利用者）

乙（事業者） 特別養護老人ホーム 清光園

甲（利用者）と乙（特別養護老人ホーム清光園）は、乙が提供するサービスの利用に関して、次のとおり介護福祉施設サービス利用契約を締結します。

（契約の目的）

第1条 乙は、介護保険法その他の関係法令の定めるところにより、可能な限り居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、甲がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、本契約書に定める介護福祉施設サービスを提供します。

（契約期間）

第2条 本契約は、契約適用日から甲の要介護認定の有効期間満了日までとします。ただし、契約期間満了以前に甲が要介護状態区分の更新又は変更の認定を受け、要介護認定有効期間の満了日が変更された場合には、変更後の要介護認定の有効期間満了日までとします。

（施設サービス計画の作成・変更）

第3条 乙は、介護支援専門員（ケアマネージャー）に、甲のための施設サービス計画（ケアプラン）を作成する業務を担当させます。

2 担当介護支援専門員（担当ケアマネージャー）が、甲のための施設サービス計画（ケアプラン）を作成する際には、甲、甲の家族等の関係者から事情をよく聞いて、甲の有する能力や置かれている環境に基づいて、甲が最も人間的で自律した日常生活を送られるよう配慮します。

3 甲のための施設サービス計画（ケアプラン）を作成・変更する際には、担当介護支援専門員（担当ケアマネージャー）は、甲、甲の家族等に対して説明し、同意を得ることとします。

（介護保険給付対象サービス）

第4条 乙は、介護保険給付対象サービスとして、施設サービス計画の作成、介護、食事、相談及び援助、社会生活上の便宜、機能訓練、栄養管理、口腔衛生の管理、健康管理を提供するものとします。

(介護保険給付対象外のサービス)

第5条 乙は甲又は甲の代理人（以下「代理人」という。）との合意に基づき、次の各号のサービスを提供するものとします。

- (1) 特別な食事
- (2) 特別な居室
- (3) 貴重品の管理
- (4) 教養娯楽設備等の提供、レクリエーション行事、クラブ活動
- (5) 理美容サービス
- (6) インフルエンザ感染症等予防対策
- (7) 入所者の移送

2 前項の他、乙は、別紙重要事項説明書記載のサービスを介護保険給付対象外サービスとして提供するものとします。

3 前2項のサービスについて、その利用料金は甲又は代理人が支払うものとします。

4 第1項の費用の額は別紙重要事項説明書「5 利用料等」に記載したとおりです。

5 乙は第1項及び第2項に定める各種のサービスの提供について、必要に応じて甲の家族等に対してもわかりやすく説明するものとします。

(甲等への説明)

第6条 乙は、本契約に基づいて代理人に対して行うのと同様の内容の説明を、甲に対しても行うよう努めるものとします。

2 代理人は、本契約に基づいて乙から行われる前項の説明及び報告等について、甲の家族等へ説明を行うよう努めるものとします。

(運営規程の遵守)

第7条 乙は、別に定める運営規程に従い、必要な人員を配置して、甲に対して、本契約に基づくサービスを提供するとともに、建物及び付帯施設の維持管理を行うものとします。

2 本契約における運営規程については、本契約に付随するものとして、乙、甲又は代理人ともに遵守するものとし、乙がこれを変更する場合は、甲又は代理人に対して事前に説明することとします。

3 甲又は代理人は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

(サービス利用料金の支払い)

第8条 乙は介護保険給付サービスに要した費用について、甲が介護サービス費として市町村から給付を受ける額の限度において、甲に代わって市町村から支払を受けます。

2 甲は、当月分の利用料（介護報酬の自己負担分、居住費及び食費、介護保険給付対象外のサービス等の料金）の金額を乙が指定する方法により支払います。

3 乙は前項の利用料の通知にあたっては、介護報酬の自己負担分、居住費及び食費、介護保険給付対象外のサービス等の料金ごとに、その明細を付して、分かりやすく通知す

るものとします。

- 4 乙は甲について適用される利用料減額制度（名称を問わず甲の支払金額が減額となる制度一般を広く含む。）の有無について十分に調査し、利用可能な減額制度がある場合には、甲、代理人、甲の家族等に対してその内容及び手続を教示し、必要に応じて減額手続をとることを援助するものとします。

（利用料金の変更）

- 第9条 乙は、介護保険法その他の関係法令の変更、甲の要介護度の変更その他の理由により、介護報酬の利用者負担分、居住費及び食費に変更が生じた場合には、当該理由による変更額を上限として変更後の介護報酬の利用者負担分、居住費及び食費を請求することができるものとします。
- 2 介護保険給付対象外のサービス利用料を変更するには、甲がその変更に同意することを必要とするものとします。
 - 3 前2項のいずれにおいても、乙は甲、甲の家族等の関係者に対して変更の理由と根拠を十分に説明します。
 - 4 甲は第1項に定める変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

（乙及びサービス従業者の義務）

- 第10条 乙及び従業者は、サービスの提供に当たって、甲の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。
- 2 乙は、甲の体調・健康状態からみて必要がある場合には、医師又は看護職員と連携し、甲又は代理人からの聴取・確認のうえでサービスを実施するものとします。
 - 3 乙は、非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、非常災害に備えるため、入居者に対して、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとします。
 - 4 乙及び従業者は、甲又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他甲の行動を制限する行為を行わないものとします。
 - 5 乙は、甲が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請の援助を行うものとします。
 - 6 乙は、甲の心身の状況等を適宜、代理人に報告するとともに、要介護認定の更新等により、甲の要介護度に変更された場合には、速やかに甲又は代理人に通知することとします。
 - 7 乙は、甲に対する指定介護福祉施設サービスの提供について記録を作成し、それをサービス完結の日より2年間保管し、甲又は代理人の請求に応じて、これを閲覧出来ることとします。

（守秘義務等）

- 第11条 乙及び乙の職員は、正当な理由がない限り、業務上知り得た甲、甲の家族等の秘密を漏らしません。
- 2 乙は、乙の職員が退職後、在職中に知り得た甲、甲の家族等の秘密を漏らすことがな

いよう必要な措置を講じます。

- 3 乙は、居宅介護支援事業者等必要な機関に対し甲、甲の家族等に関する情報を提供する場合には、事前に文書により各関連する者の同意を得ることとします。
- 4 第1項の規定にかかわらず、乙は高齢者虐待防止法に定める通報をなすことができるものとし、その場合、乙は秘密保持義務違反の責任を負わないものとしします。

(日課の励行)

第12条 甲は、管理者や医師、看護職員、介護職員、生活相談員、機能訓練指導員などの指導による日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦を図ることとします。

(外出及び外泊)

第13条 甲が外出・外泊を希望する場合には、所定の手続きにより管理者に届け出ることとします。

(健康保持)

第14条 甲は健康に留意するとともに、施設で行う健康診断等は、特別な理由がない限り受診することとします。

(衛生保持)

第15条 甲は、施設の清潔、整頓、その他環境衛生の保持のために施設に協力することとします。

(禁止行為)

第16条 甲は、施設内で次の行為をしてはなりません。

- (1) 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- (2) けんか、口論、泥酔などで他の入居者等に迷惑を及ぼすこと。
- (3) 施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- (4) 指定した場所以外で火気を用いること。
- (5) 故意に施設若しくは物品に損害を与え又はこれを持ち出すこと。

(損害賠償責任)

第17条 乙は、本契約に基づくサービスの実施にともなって、自己の責に帰すべき事由により甲に生じた損害について賠償する責任を負います。また、第11条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。

- 2 前項の場合において、甲に損害が発生した場合は、乙はすみやかに甲に生じた損害を賠償します。ただし、乙に故意過失がない場合にはこの限りではありません。
- 3 前項の場合において、当該事故発生につき甲に重過失がある場合は、損害賠償の額を減じることができます。
- 4 乙は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以

下の各号に該当する場合には、乙は損害賠償責任を免れます。

- (1) 甲及び甲の家族等が、契約締結時に甲の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合。
- (2) 甲が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合。
- (3) 甲の急激な体調の変化等、乙の実施したサービスを原因としない事由に専ら起因して損害が発生した場合。
- (4) 甲が、乙若しくは乙の職員の指示・依頼に反して行った行為に専ら起因して損害が発生した場合。

(乙の責任によらない事由によるサービスの実施不能)

第18条 乙は、契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、甲に対して当該サービスを提供すべき義務を負いません。

2 前項の場合に、乙は、甲に対して、既に実施したサービスについては所定のサービス利用料金の支払いを請求できるものとします。

(契約の終了事由)

第19条 甲は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い乙が提供するサービスを利用することができるものとします。

- (1) 甲が死亡した場合。
- (2) 要介護認定により甲が自立又は要支援と判定された場合。
- (3) 甲が他の介護保険施設等へ入居したとき。
- (4) 乙が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により本施設を閉鎖した場合。
- (5) 本施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合。
- (6) 乙が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合。
- (7) 第20条から第22条に基づき本契約が解除又は解約された場合。

(甲又は代理人からの中途解約等)

第20条 甲は乙に対し、いつでもこの契約の解約を申し入れることができます。この場合は、7日間以上の予告期間をもって届け出るものとし、予告期間満了日にこの契約は終了します。

2 甲は、第9条第4項の場合及び甲が入院した場合には、本契約を即時に解約することができます。

3 甲が、第1項の通知を行わずに居室から退去した場合には、乙が甲の解約の意思を知った日をもって、本契約は解約されたものとします。

(甲又は代理人からの契約解除)

第21条 乙が、介護保険法その他の関連諸法令及び本契約に定める債務を履行しなかった場合又は乙及び乙の職員が甲に対し、不法行為を行った場合には、甲は乙に対し、いつでもこの契約を解除することができます。この場合は、解除の意思表示が乙に到達した時点で契約は終了します。

(乙からの契約解除)

第22条 乙は、甲が次の各号に該当する場合には、本契約を解除することができます。

- (1) 甲及び甲の家族等が、契約締結時に甲の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合。
- (2) 甲が正当な理由なく、第8条記載の利用料の支払いを3か月以上滞納した場合。
- (3) 甲の行動が、他の利用者の生命又は健康に重大な影響を及ぼすおそれがあり、乙において十分な介護を尽くしてもこれを防止できない場合。
- (4) 甲が重大な自傷行為を繰り返すなど、自殺をする恐れが極めて大きく、乙において十分な介護を尽くしてもこれを防止できない場合。
- (5) 甲が故意に法令違反その他重大な秩序破壊行為をなし、改善の見込みがない場合。
- (6) 甲が病院又は診療所に連続して7日以上入院すると見込まれる場合若しくは入院した場合。

2 前項の規程による契約の終了後、退去までに乙が甲に対して実施したサービスの利用料金については、全額甲の負担とします。

(契約の終了に伴う援助)

第23条 この契約の終了により甲が本施設を退去することになったときは、乙はあらかじめ甲の受入先が決まっている場合を除き、居宅介護支援事業者又はその他の保健機関、医療機関若しくは福祉サービス機関等と連携し、甲の生命・健康に支障のないよう円滑な退去のために必要な援助を行います。

(甲の入院に係る取り扱い)

第24条 第22条第6項により本契約が終了した場合であっても、本契約終了時点において、甲が入院後おおむね3か月以内に退院することが見込まれ、かつその期間内に退院した場合は、乙は、やむを得ない事情がある場合を除き、甲から乙に対する本施設における介護福祉施設サービス契約申込に対して承諾する義務を負い、ただちに甲を本施設に再入居させ、介護サービスを提供します。

2 本施設が満室の場合であっても、併設の短期入所生活介護を優先的に利用できるよう努めるものとします。

(居室の明け渡し—精算—)

第25条 甲は、第19条各号により本契約が終了した場合において、すでに実施されたサービスに対する利用料金支払い義務及び第36条（原状回復の義務）その他の条項に

基づく義務を履行した上で、居室を明け渡すものとします。

- 2 甲は、契約終了日までに居室を明け渡さない場合又は前項の義務を履行しない場合には、本来の契約終了日の翌日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る別に定める所定の料金を乙に対し支払うものとします。
- 3 甲は、第23条に定める援助を希望する場合には、援助が完了するまで居室を明け渡す義務及び前項の料金支払い義務を負いません。

(残置物の引取等)

第26条 この契約が終了した場合、乙は甲に対して乙が保管している金品及び甲が遺留した金品を甲又は残置物引取人に対して引き渡します。ただし、甲が死亡しているため甲ないし残置物引受人に対して引き渡すことができないときは、甲の相続人に引き渡します。

- 2 第1項ただし書の規定により相続人に対して引き渡す場合、乙は相続人の一人に対して引き渡すことができるものとします。
- 3 引き渡しに係る費用は甲ないし残置物引取人又は甲の相続人の負担とします。
- 4 甲が残置物引取人を定めない場合又は相続人が引き渡しを拒否する等の場合、乙は自己の費用で甲の残置物を処分できるものとします。その費用については、甲からの預り金等自己の管理下にある金銭がある場合には、その金銭と相殺できるものとします。

(外出・外泊)

第27条 外出又は外泊をされる場合は、事前にお申し出ください。ただし、外泊については、本施設をご利用にならない日の合計を月6日以内とさせていただきます。

(苦情対応)

第28条 甲、甲の家族等は、乙が提供する介護サービス等に疑問や苦情がある場合、いつでも重要事項説明書記載の苦情受付窓口にお問い合わせをすることや苦情を申し出ることができます。その場合、乙はすみやかに事実関係を調査し、その結果並びに改善の必要性の有無並びに改善の方法について申出人に報告します。

- 2 乙は甲、甲の家族等から前項の問い合わせがなされたことあるいは苦情の申出がなされたことをもって、甲に対しいかなる不利益、差別的な取扱いもいたしません。

(協議事項)

第29条 この契約に定めのない事項について疑義が発生したときは、介護保険法その他諸法令の定めるところを尊重し、甲、甲の家族等との間で協議の上、誠意を持って解決します。

(甲の基本的権利)

第30条 甲と乙は、甲が乙からサービスの提供を受けるにあたり、本契約書において個々に定める他、次の各号の権利を有することを確認し、乙はサービスの提供にあたり、

甲の権利を尊重し、甲はこれらの権利を行使することにより乙から不利益な取扱を受けたり、差別的な対応を受けることはありません。

(1) 乙によるサービスの提供において、甲の意思が最大限尊重されること。

(2) 乙によるサービスの提供において、甲のプライバシー及び個人情報尊重されること。

(3) 甲は自らの費用をもって自己が選ぶ医師や弁護士・税理士などの専門家といつでも相談できること。

(4) 甲は施設での運営に重大な支障がない限り、個人の衣服や家具備品等を居室に持ち込むことができること。

(乙が提供する介護福祉サービスの内容)

第31条 乙は、甲に対し、第3条により作成された甲のための施設サービス計画（ケアプラン）に基づき、重要事項説明書記載の各種介護福祉サービス（介護保険給付対象のサービスと介護保険給付対象外のサービスの両方を含む。）を提供します。

2 第3条に規定する甲のための施設サービス計画（ケアプラン）が作成されるまでの間は、乙は甲がその有する能力に応じて自立した日常生活を送られるよう配慮し、適切な介護福祉サービスを提供します。

3 乙は甲に提供するサービスの内容を甲及び甲の家族等に対しても分かりやすく説明します。

4 乙は甲の意思及び人格を尊重し、常に甲の立場に立って介護福祉サービスを提供するように努めます。

5 乙は地域や家庭との結びつきを重視し、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めて介護福祉サービスを提供するように努めるものとします。

6 乙は「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下、「高齢者虐待防止法」という。）の規定を遵守し、乙の職員による虐待が行われないようにします。

(利用料の種類)

第32条 甲は、乙から介護保険給付対象の介護福祉サービスの提供を受けたときは、乙に対し、重要事項説明書の記載に従い、介護報酬の利用者負担分を支払います。

2 甲は、前項に定める他、重要事項説明書の記載に従い、居住費及び食費を支払います。

3 甲は、乙から介護保険給付対象外のサービス等の提供を受けたときは、重要事項説明書の記載に従い、その利用料全額を支払います。

(身体的拘束その他の行動制限)

第33条 乙は、甲又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、甲に対し、身体的拘束その他甲の行動を制限する行為を行わないものとします。

(介護サービス記録)

第34条 乙は、甲に対する介護サービスの提供に関する日々の記録を整備し、サービス提供の最終日から2年間保存します。

2 甲及び甲の家族等は、乙に対しいつでも、前項の記録の閲覧及びコピーの提供を求めることができます。

(事故発生時の対応)

第35条 乙は、甲に対する介護サービスの提供にあたって事故が発生した場合は、すみやかに甲の家族等の関係者に連絡をするとともに、必要な措置を講じます。

(原状回復の義務)

第36条 甲は、乙の施設及び設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚染若しくは変更した場合には、自己の費用により現状に復するか又は相当の代価を支払うものとします。

特別養護老人ホーム 清光園

ユニット型

(介護保険事業所番号 0175900034)

重 要 事 項 説 明 書

当施設は、介護福祉施設サービス利用契約（以下「契約」という。）書の契約者である甲（利用者）（以下「甲」という。）に対して指定介護福祉施設サービスを提供します。

施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

また、当施設への入居は、要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。

社会福祉法人 清 光 園

1 事業の目的

指定介護老人福祉施設は、介護保険法に従い、入居者がその有する能力に応じ可能な限り自律した日常生活を営むことが出来るように支援することを目的として、入居者に日常生活を営むために必要な居室及び共有施設等をご利用いただき、施設サービス計画書に基づいた介護福祉施設サービスを提供します。

2 運営方針

- (1) 教育、訓練、研修を通じた職員の質の向上を図り、職員一人ひとりが誠意を持って質の高いサービスが提供できるように努めます。
- (2) 入居者一人ひとりの個性と意思を尊重し、可能性の実現を図り、生きがいをもって暮らすことができるように支援します。
- (3) 地域社会との連携を常に心がけ、ボランティアを始め、町内会等地域住民と協力して地域の福祉拠点としての役割を果たします。

3 事業者（法人）の概要

経営事業者の名称	社会福祉法人 清光園
法人所在地	〒068-0536 夕張市南清水沢1丁目55番地1
法人種別	社会福祉法人
代表者氏名	理事長 中條 俊博
電話・FAX番号	電話 0123-59-6213 FAX 0123-59-5009
設立年月日	昭和49年11月18日

4 施設の概要

(1) ご利用施設

建物の構造	鉄筋コンクリート造陸屋根4階建
建物の延べ床面積	637.400㎡
入居定員	110人（短期入所：5人）
併設事業	清光園短期入所生活介護事業所
施設の周辺環境	施設の後方はゆるやかな山並みの林が広がっており、祭り等の行事や消防訓練等、地域住民の皆さんとの交流もさかんに行っております。
施設の種類	指定介護老人福祉施設（ユニット型） 平成11年12月13日指定 北海道0175900034号

施設の名称	特別養護老人ホーム 清光園
施設の所在地	〒068-0536 夕張市南清水沢1丁目55番地1
管理者氏名	施設長 赤塚 成樹
電話・FAX番号	電 話 0123-59-6213 FAX 0123-59-5009
開設年月	昭和50年11月

(2) 居室・設備の概要

居室・設備の概要	室 数	備 考
入居用個室	105室	ユニット型個室
短期入所用個室	5室	ユニット型個室
合 計	110室	個室にはベッド、洗面台等が設置されています。
医務室	1室	
浴 室	15室	個人浴槽12槽 中間浴槽2槽 特殊浴槽1槽

※ 上記は、厚生労働省が定める基準により、指定介護老人福祉施設に必置が義務付けられている施設・設備です。

なお、甲から居室変更希望の申し出あった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。

甲の心身の状況により、居室を変更する場合は生じたときは、甲や甲の家族等と協議するものとします。

※ 居室に関する特記事項 各ユニットに共同のトイレを設置しています。

(3) ユニットの名称・定員

階 数	ユニット名称	定 員	ユニット名称	定 員
2 階	大 宮	9名	末 広	3名
	明 石	9名	富 野	10名
3 階	錦 沢	9名	白 金	9名
	青 葉	9名	福 住	10名
4 階	春 日	9名	千 年	9名
	菊 水	9名	弥 生	10名

(4) 定員

定員	105名
----	------

5 職員の配置状況

契約者乙（事業者）（以下「乙」という。）は、甲に対して指定介護福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しております。

《主な職員の配置状況》※職員の配置については、指定基準を遵守しております。

職 種	現員数	指定基準
① 施設長	1 名	1 名
② 介護職員	7 0 名	3 5 名
③ 生活相談員	4 名	2 名
④ 看護職員	4 名	3 名
⑤ 機能訓練指導員	3 名	1 名
⑥ 介護支援専門員	3 名	2 名
⑦ 医師（嘱託）	1 名（非常勤）	1 名（非常勤可）
⑧ 管理栄養士	1 名	1 名

《主な職種の勤務体制》

職 種	常 勤 体 制
① 医 師	毎週水曜日 1 4 : 0 0 ~ 1 6 : 0 0
② 介護職員	標準的な時間帯における人員配置 早番 … 7 : 0 0 ~ 1 6 : 0 0 …… 1 2 名 遅番 … 1 0 : 0 0 ~ 1 9 : 0 0 準夜 … 1 3 : 0 0 ~ 2 2 : 0 0 …… 1 2 名 夜勤 … 2 2 : 0 0 ~ 7 : 0 0 …… 6 名
③ 看護職員	標準的な時間帯における人員配置 早番 … 8 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0 日勤 … 8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0 遅番 … 1 0 : 0 0 ~ 1 9 : 0 0
④ 機能訓練指導員 管理栄養士	標準的な時間帯における人員配置 日勤 … 8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0
⑤ 介護支援専門員 生活相談員	標準的な時間帯における人員配置 日勤 … 8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0

※ 勤務時間については計 3 8 種類あり、甲の状況に合わせユニット毎に必要な人員を配置しております。

※ 日中においては、ユニット毎に常時 1 人以上の介護職員を配置しております。

※ 夜間及び深夜時間帯においては、2ユニット毎に1人以上の介護職員を配置しております。

※ 夜間の甲の急変等の対応のために看護職員への連絡体制を確保しております。

6 乙が提供するサービスと利用料金

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

別記の料金表によって、甲の要介護度に応じた介護サービス利用料金から介護保険給付を除いた金額（自己負担額）と居室と食費に係る自己負担額の合計金額をお支払いください（介護サービス利用料金は、甲の要介護度に応じて異なります）。

また、介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、甲の負担額を変更します。

種 類	内 容
施設サービス 計画の作成	施設サービス計画を作成します。 - 施設サービス計画は、計画担当介護支援専門員が施設サービス計画について、入居者又は代理人に対して説明し、同意を得たうえで作成します。 - 施設サービス計画には、入居者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、施設サービスの目標及びその達成時期、施設サービスの内容、施設サービスを提供する上での留意事項を記載します。 - 施設は、原則として6月に1回以上、若しくは入居者又は代理人の要請に応じて、計画担当介護支援専門員に、施設サービス計画について変更の必要があるかどうかを調査させ、その結果、施設サービス計画の変更の必要があると認められた場合には、入居者又は代理人と協議して、施設サービス計画を変更するものとします。 - 施設は、施設サービス計画を作成又は変更した場合には、入居者又は代理人に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。
介 護	入居者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、入居者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって行います。 - 入浴又は清拭は週2回以上行います。 - 適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行います。 - おむつを使用せざるを得ない入居者のおむつを適切に取り替えます。 - 褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備します。 - その他、離床、着替え、整容等の介護を適切に行います。

食 事 (栄養管理)	乙は、栄養士の立てる献立表により、栄養並びに甲の身体の状態及び嗜好を考慮した食事を提供します。 乙の自律支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としておりますが、体調や希望により居室や談話室、パブリックスペース等もご利用いただけます。 医師・管理栄養士等が共同して甲の栄養状態を把握し、甲の摂取、嚥下機能に着目し食事形態にも配慮した栄養ケア計画を作成し、この計画に従って栄養管理を適切に実施・評価・見直しを行います。 (食事時間) 朝食 … 8 : 0 0 ~ 昼食 … 1 2 : 0 0 ~ 夕食 … 1 8 : 0 0 ~ 上記の食事時間は提供開始の基本時間ですが、個別のニーズに対応することも可能です。
相談及び援助	常に入居者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入居者又はご家族に対し、その相談に適切に応じるとともに必要な助言その他の援助を行います。
社会生活上の 便宜	施設に教育娯楽設備等を備えるほか、適宜入所者のためのレクリエーションを行います。 - 日常生活を営むために必要な行政手続きについて、入居者又はご家族が行うことが困難である場合は、同意を得たうえで代わって行います。 - 常に入居者のご家族との連携を図るとともに、入居者のご家族との交流の機会を確保するように努めます。 - 入居者の外出の機会を確保するように努めます。
機能訓練	機能訓練指導員等により、甲の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。
口腔衛生の 管理	歯科医師又は歯科衛生士の技術的助言及び指導に基づき、入居者の口腔衛生管理を計画的に行います。
健康管理	医師や看護職員が、健康管理を行います。
入 浴	入浴は週 2 回以上行います。 - 一般浴、中間浴、特浴 … 毎日 各ユニットによって曜日は異なります。 - 寝たきりの方でも機械浴槽を使用して入浴することができます。 - 清拭 … 甲の身体状態に応じて実施します。 その他、夜間浴・同性介助等ご希望に合わせて入浴していただけるようにいたします。

排 泄	排泄の自律を促すため、甲の身体能力を最大限活用した援助を行います。
看取り介護	医師が終末期にあると判断した甲について、医師、看護師、介護支援専門員、介護職員等が協同して、随時甲又は甲の家族等同意を得ながら苦痛を和らげ寄り添い看取り介護を行います。
自律への支援	甲が自分の気持ちで選択し、ありのままの自分で生きていることができるよう、思いを汲み取り必要な支援をいたします。
その他	・ 感染症管理体制の徹底を図り、感染症への対応方策を確保し、施設内感染予防を行います。 ・ 介護事故に対する安全管理に努め、事故が発生又は再発することを防止するための体制を整えます。 ・ 施設サービスの提供に当たり、生命又は身体を保護するため緊急やむをえない場合を除き、身体拘束その他、甲の行動を制限する行為を禁止します。

(2) 介護保険の給付の対象とならないサービス

種 類	内 容
食 費	食事の提供に要する費用 ◇利用料金 1日 1, 445円
居住費	居住に要する費用 ◇利用料金 1日 2, 066円
理容・美容	理・美容師の出張理髪サービス（調髪、顔剃、洗髪）をご利用いただけます。 ◇利用料金 理・美容師へ実費をお支払いください。
貴重品管理サービス	甲の希望により、貴重品管理サービスをご利用いただけます。 ・ 管理する金銭の形態：施設の指定する金融機関に預け入れている預金。 ・ お預かりするものは、上記預貯金通帳と金融機関へ届け出た印鑑、有価証券、年金証書等。 ・ 保管管理者 施設長 出納方法 手続きの概要は以下のとおりです。 ・ 預金の預け入れ及び引き出しが必要な場合は、備え付けの届出書を保管管理者へ提出していただきます。 ・ 保管管理者は上記届出の内容に従い、預金の預け入れ及び引き出しを行います。 ・ 保管管理者は出入金の都度、出入金記録を作成し、その写しを甲に交付します。

	※ 甲の便宜上、現金を預かる場合は、事務員が出納簿に記帳し、施設備え付けの金庫で保管します。 ◇利用料金 管理費として1日30円徴収させていただきます。
日常生活上必要となる諸費用実費	日常生活品の購入代金等、甲の日常生活に要する費用で、甲に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。 甲の希望により施設で日常生活品の代理購入をすることができます。 その際は別紙の委任状の記載が必要です。
複写物の交付	甲は、サービス提供者についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。 ◇利用料金 1枚につき10円
レクリエーション サークル活動	甲の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。 その場合、材料費の実費を徴収する場合があります。 主な行事 季節毎の行事、地域での祭りや行事等 サークル活動 映画鑑賞、音楽鑑賞、生け花、編み物等
個人電化製品を使用した場合の電気料金	運営規程 別表2を参照。
契約書第25条に定める所定の料金	甲が契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金。 ◇1日 2,066円（居住費相当額）

※ おむつ代は、介護保険の給付対象となっていますので、ご負担の必要はありません。

※ 上記料金を変更する場合、乙は甲、甲の家族等の関係者に対して変更の理由と根拠を十分に説明します。

7 利用料等

《利用料金》

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（1割負担の場合の1日あたりの金額）

要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
① 介護サービス基本料金	7,600円	7,400円	8,150円	8,860円	9,550円

② うち介護保険の 給付額	6, 8 4 0 円	6, 6 6 0 円	7, 3 3 5 円	7, 9 7 4 円	8, 5 9 5 円
③ 自己 負担額 (1 - 2)	7 6 0 円	7 4 0 円	8 1 5 円	8 8 6 円	9 5 5 円

※ 介護保険の加算料金は運営規程別表 1 並びに各種加算についての説明書をご参照ください。

※ 介護保険負担割合証の利用者負担の割合により、介護保険給付サービス費の料金が異なることがあります。

※ 料金は、介護保険制度改正や介護保険負担割合証により変更することがあります。

※ 甲が、まだ要介護認定を受けていない場合は、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただき、要介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻しされます（償還払い）。

償還払いとなる場合、甲が保険給付の申請を行うために必要な「サービス提供証明書」を交付します。

(2) 介護保険の給付の対象とならないサービス

食費・居住費について、市町村から「介護保険負担限度額認定」を受けている場合には、認定証に記載されている負担限度額とします。

なお、居住費と食事に係る費用について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。

負担限度額 認定段階	利用者負担額 (日額)				
	第 1 段階	第 2 段階	第 3 段階①	第 3 段階②	第 4 段階
食 費	3 0 0 円	3 9 0 円	6 5 0 円	1, 3 6 0 円	1, 4 4 5 円
居住費	8 8 0 円	8 8 0 円	1, 3 7 0 円	1, 3 7 0 円	2, 0 6 6 円

※ 市町村民税課税対象者については、基準額となります。

※ 1 日当たりの食費合計金額が、甲の所得段階に応じた食費の負担限度を超えた分について、減免が適用されます。

(3) 利用料金のお支払い方法

前記 (1)、(2) の料金・費用は、1 か月毎 (月末締め) に計算し請求しますので、以下の方法でお支払いください。

利用料金のお支払いは「シャープファイナンス株式会社預金口座振替集金代行サービス」をご利用いただき、甲が指定する金融機関からの自動引落となります。

なお、口座の名義人は甲以外の方でもかまいません。

請求書は、サービスご利用月の翌月 20 日迄に送付します。

お支払いは、サービスご利用月の翌々月の 3 日（3 日が休日の場合は翌営業日）に所定の口座から自動引落となります。

8 施設を退所いただく場合等

甲は、次の契約書第 19 条の各号に基づく契約の終了がない限り、契約書に定めるところに従い乙が提供するサービスを利用することができるものとします。

- ① 甲が死亡した場合。
- ② 要介護認定により甲が自立又は要支援と判定された場合。
- ③ 甲が他の介護保険施設等へ入居したとき。
- ④ 乙が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により本施設を閉鎖した場合。
- ⑤ 本施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合。
- ⑥ 乙が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合。
- ⑦ 甲から退去の申し出があった場合（詳細は以下をご参照ください）。
- ⑧ 乙から退去の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照ください）。

（2）入所者からの退所の申出（中途解約・契約解除）

甲は、乙に対し、いつでも契約の解約を申し入れることができます。

この場合は、7 日間以上の予告期間をもって届け出るものとし、予告期間満了日に契約は終了します。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解除・解約し、施設を退去することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合。
- ② 本施設の運営規程の変更に同意できない場合。
- ③ 甲が入院された場合。
- ④ 甲が、上記の通知を行わずに居室から退去した場合。
※ 乙が甲の解約の意思を知った日をもって、契約は解約されたものとします。
- ⑤ 乙若しくは乙の職員が正当な理由なく、契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合。
- ⑥ 乙若しくは乙の職員が守秘義務に違反した場合。
- ⑦ 乙若しくは乙の職員が故意又は過失により甲の身体・財物・信用等を傷つけ又は著しい不信行為、その他契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合。
- ⑧ 他の利用者が甲の身体・財物・信用等を傷つけた場合若しくは傷つける恐れがある場合において、乙が適切な対応をとらない場合。

(3) 施設からの申出により退所していただく場合

乙は、甲が次の各項目に該当する場合には、契約を解除することができます。

- | |
|---|
| ① 甲及び甲の家族等が、契約締結時に甲の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合。 |
| ② 甲が正当な理由なく、利用料の支払いを3か月以上滞納した場合。 |
| ③ 甲の行動が、他の利用者の生命又は健康に重大な影響を及ぼすおそれがあり、乙において十分な介護を尽くしてもこれを防止できない場合。 |
| ④ 甲が重大な自傷行為を繰り返すなど、自殺をするおそれが極めて大きく、乙において十分な介護を尽くしてもこれを防止できない場合。 |
| ⑤ 甲が故意に法令違反その他重大な秩序破壊行為をなし、改善の見込みがない場合。 |
| ⑥ 甲が病院又は診療所に連続して7日以上入院すると見込まれるとき若しくは入院した場合。 |

(4) 施設をご利用中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応

甲が契約中に医療機関へ入院された場合の対応は、以下のとおりです。

① 検査入院等、 6日間以内の短期入院の場合	6日間以内の短期入院の場合は、退院後再び施設に入居することができます。 ただし、入院期間中であっても、別記の利用料金（外泊時費用及び居住費）をご負担いただきます。
② 連続して7日以上～おおむね3か月以内の入院の場合	連続して7日以上入院し、契約が終了した場合であっても、契約終了時点において、甲が入院後おおむね3か月以内に退院することが見込まれ、かつその期間内に退院した場合は、乙は、やむを得ない事情がある場合を除き、甲から乙に対する本施設における介護福祉施設サービス契約申込に対して承諾する義務を負い、ただちに甲を本施設に再入居させ、介護サービスを提供します。 また、本施設が満室の場合であっても、併設の短期入所生活介護を優先的に利用できるよう努めるものとします。
③ 3か月以内の退院が見込まれない場合	3か月以内の退院が見込まれない場合には、当施設に再び優先的に入居することはできませんが、甲及び甲の家族等の希望により各種相談に応じます。

(5) 円滑な退所のための援助

この契約の終了により甲が本施設を退去することになったときは、乙はあらかじめ甲の受入先が決まっている場合を除き、居宅介護支援事業者又はその他の保健機関、医療機関若しくは福祉サービス機関等と連携し、甲の生命・健康に支障のないよう円滑な退去のために必要な援助を行います。

9 退去時の金品の引渡等

契約締結にあたり、身元引受人をお願いすることはありませんが、乙が保管している金品及び甲が遺留した金品を引き取っていただくために残置物引受人を定めていただきます。

- | |
|---|
| <p>① 本契約が終了した場合、乙は甲に対して乙が保管している金品及び甲が遺留した金品を甲又は残置物引取人に対して引き渡します。</p> <p>ただし、甲が死亡しているため甲ないし残置物引受人に対して引き渡すことができないときは、甲の相続人に引き渡します。</p> <p>② 上記ただし書きにより相続人に対して引き渡す場合、乙は相続人の一人に対して引き渡すことができるものとします。</p> <p>③ 引き渡しに係る費用は甲ないし残置物引取人又は甲の相続人の負担とします。</p> <p>④ 甲が残置物引取人を定めない場合又は相続人が引き渡しを拒否する等の場合、乙は自己の費用で甲の残置物を処分できるものとします。</p> <p>その費用については、甲からの預り金等自己の管理下にある金銭がある場合には、その金銭と相殺できるものとします。</p> |
|---|

※ 利用契約締結時に残置物引取人が定められない場合であっても、利用契約を締結することは可能です。

10 サービス利用に当たっての留意事項

本施設のご利用にあたって、施設をご利用されている方の快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守りください。

項 目	内 容
① 面会	・ 面会時間については特に制限はありませんが、他の利用者の迷惑とならないようご配慮願います。 ・ 正面玄関からの出入りは8：30～17：30までとなっております。 ・ 上記の時間以外の面会については、職員玄関から出入りができますので、ご相談ください。
② 外出・外泊	・ 外出又は外泊をされる場合は、事前にお申し出ください。 ・ ただし、外泊については、本施設をご利用にならない日の合計を月6日以内とさせていただきます。
③ 食事	・ 外出又は外泊等で食事が不要な場合は、事前にお申し出ください。

④ 施設・設備 の使用上の 注意	・ 居室及び共用施設、敷地はその本来の用途に従って利用してください。 ・ 故意又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、甲の自己負担により原状に復していただくか若しくは相当の代価をお支払いいただく場合があります。 ・ 甲に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、甲の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。 ただし、その場合、甲のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。 ・ 乙の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。
⑤ 喫煙	・ 喫煙スペース以外での喫煙はご遠慮ください。 ・ 喫煙が可能なのは、加熱式たばこのみとなります。
⑥ 家具等の 持ち込み	・ 居室は家具等の持ち込みの制限はありません。
⑦ 貴重品管理	・ 紛失等の可能性があるため、ご家族様の管理としております。 ・ 金品の自己管理を希望される場合、紛失等の弁償は出来かねますので、甲の責任において管理をお願いいたします。 ・ 必要に応じ手提げ金庫等をご用意していただき、お使いください。

11 緊急時の対応

甲の病状に急変が生じた場合、その他必要な場合には、すみやかに主治医及び甲の家族等への連絡行なう等、必要な処置を講じます。

12 非常災害対策

非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、甲に対して、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。

13 事故発生時の対応

施設サービス提供時に介護上の事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある場合は、すみやかに甲の家族等及び主治医、関係市町村に連絡を行うと共に、必要な処置を講じます。

14 身体拘束の禁止

乙は、甲又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、甲に対し、身体的拘束その他甲の行動を制限する行為を行わないものとします。

15 高齢者虐待の防止、尊厳の保持

乙は「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下、「高齢者虐待防止法」という。）の規定を遵守し、乙の職員による虐待が行われないようにします。

16 守秘義務に関する対策

乙及び乙の職員は、正当な理由がない限り、業務上知り得た甲、甲の家族等の秘密を漏らしません。

また、乙は、乙の職員が退職後、在職中に知り得た甲、甲の家族等の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じます。

なお、乙は、居宅介護支援事業者等必要な機関に対し甲、甲の家族等に関する情報を提供する場合には、事前に文書により各関連する者の同意を得ることとします。

その他、上記にかかわらず、乙は高齢者虐待防止法に定める通報をなすことができるものとし、その場合、乙は秘密保持義務違反の責任を負わないものとします。

17 苦情の受付・処理について

（１）本施設における苦情の受付

甲及び甲の家族等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置します。

苦情の相談は面接、電話、書面等により苦情受付者が随時、受け付けます。

苦情受付者窓口	生活相談員 介護支援専門員
受付時間	月曜日～金曜日（祝祭日を除く） ８：３０～１７：３０
受付番号	電 話 ０１２３－５９－６２１３ ＦＡＸ ０１２３－５９－５００９

（２）苦情処理について

乙は、苦情の主旨にそって、すみやかに事実関係を調査し、その結果並びに改善の必要性の有無並びに改善の方法について申出人に報告し、当該苦情の記録をするものとします。

また、乙は甲、甲の家族等から前項の問い合わせがなされたことあるいは苦情の申出がなされたことをもって、甲に対しいかなる不利益、差別的な取扱いもいたしません。

(3) 提供するサービスに関して

市町村からの文書の提出・掲示の求め又は市町村職員からの質問・照会に応じ、甲及び甲の家族等からの苦情に関する調査に協力します。

市町村から指導又は助言を得た場合は、それに従い必要な改善を行ないます。

夕張市保健福祉課 介護保険係	所在地	夕張市本町4丁目2番地
	電 話	0 1 2 3 - 5 2 - 3 1 6 4
	F A X	0 1 2 3 - 5 2 - 0 6 3 8
	受付時間	8 : 4 5 ~ 1 7 : 3 0

(4) サービスに関する甲からの苦情に関して

乙が解決できない苦情は、「北海道国民健康保険団体連合会」並びに「北海道福祉サービス運営適正化委員会」に申し出ることができます。

「北海道国民健康保険団体連合会」並びに「北海道福祉サービス運営適正化委員会」への調査の協力をすると共に「北海道国民健康保険団体連合会」並びに「北海道福祉サービス運営適正化委員会」からの指導又は助言を得た場合は、それに従い必要な改善を行ないます。

北海道国民健康 保険団体連合会	所在地	札幌市中央区南2条西14丁目国保会館
	電 話	0 1 1 - 2 3 1 - 5 1 6 1
	F A X	0 1 1 - 2 3 3 - 2 1 7 8
	受付時間	9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0
北海道福祉 サービス運営 適正化委員会	所在地	札幌市中央区北2条西7丁目 かでの2・7 3F
	電 話	0 1 1 - 2 0 4 - 6 3 1 0
	F A X	0 1 1 - 2 0 4 - 6 3 1 1
	受付時間	9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0

18 協力医療機関等

医療を必要とする場合は、甲の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。

ただし、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。

また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。

(1) 協力医療機関

医療機関の名称	夕張市立診療所
所 在 地	夕張市若菜8番地12

(2) 協力歯科医療機関

医療機関の名称	木村歯科診療所
所 在 地	夕張市本町3丁目

19 損害賠償について

乙は、契約に基づくサービスの実施にともなって、自己の責に帰すべき事由により甲に生じた損害について賠償する責任を負います。

また、守秘義務に違反した場合も同様とします。

甲に損害が発生した場合は、乙はすみやかに甲に生じた損害を賠償します。

ただし、乙に故意過失がない場合にはこの限りではありません。

《損害賠償がなされない場合》

乙は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。

とりわけ以下の各項目に該当する場合には、乙は損害賠償責任を免れます。

- | |
|--|
| <p>① 甲及び甲の家族等が、契約締結時に甲の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合。</p> <p>② 甲が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合。</p> <p>③ 甲の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由に専ら起因して損害が発生した場合。</p> <p>④ 甲が、乙若しくは乙の職員の指示・依頼に反して行った行為に専ら起因して損害が発生した場合。</p> |
|--|

20 サービス提供における事業者の義務

乙は、甲に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- | |
|---|
| <p>① 甲の生命、身体、生活環境の安全・確保に配慮します。</p> <p>② 甲の体調、健康状態等の必要な事項について、医師、看護職員と連携のうえ、甲から聴取、確認します。</p> <p>③ 甲が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。</p> <p>④ 乙は、甲に対する介護サービスの提供に関する日々の記録を整備し、サービス提供の最終日から2年間保存するとともに、甲及び甲の家族等は、乙に対しいつでも、前項の記録の閲覧及びコピーの提供を求めることができます。</p> |
|---|

21 提供するサービスの第三者評価の実施状況

実施の有無	無
-------	---

※ この重要事項説明書は、介護保険法令に基づき、甲または甲の家族等への重要事項説明のために作成したものです。

この契約の成立を証するため、本書3通を作成し、甲、甲の家族等、乙が記名押印のうえ、各1通を保有するものとします。

なお、本契約は令和 年 月 日より適用するものとする。

令和 年 月 日

乙（事業者）	住 所	夕張市南清水沢1丁目55番地1
	事 業 者 名	社会福祉法人 清光園
		特別養護老人ホーム 清光園
	代 表 者 氏 名	理 事 長 中 條 俊 博 印

甲（利用者） 住 所 _____

氏 名 _____ 印

甲の家族等 住 所 _____

氏 名 _____ 印